

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例

(平成23.6.20制定)

(目 的)

第1条 この特例は、東日本大震災により被災した新規上場申請者及び上場会社（外国会社を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

(上場手数料及び年間上場料の特例)

第2条 東日本大震災により被災状況が甚大であると当取引所が定める地域に本店を置く上場有価証券の発行者が、当取引所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出し、当該上場有価証券の発行者の経営成績又は財政状態等に影響があると当取引所が認める場合には、有価証券上場規程第19条第1項の規定にかかわらず、この特例の施行日から1か年以内に支払期日が到来する上場手数料及び年間上場料を免除する。

(株券上場審査基準の特例)

第3条 新規上場申請者（株券上場審査基準第4条第1項第8号c又は同基準第6条第1項第4号bに適合しない者に限る。）が、株券の上場申請を行うときにおける虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは当取引所が定める。

(平成24.4.1第3項を第1項に繰上)

2 前項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。

(平成24.4.1第4項を第2項に繰上・変更)

第4条 削 除 (平成24.4.1変更)

(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

第5条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号の規定の適用については、次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(株券上場廃止基準の特例)

第6条 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第5号の規定の適用については、次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- 2 東日本大震災に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した事業年度の末日に債務超過の状態となった上場会社についての株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の規定の適用については、次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

付 則

1. この特例は、平成23年6月20日から施行する。
2. 第5条及び第6条の規定は、平成23年3月11日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(変更)

[平成24.4.1]